

「下水道管理のあり方検討部会」の設置について



「下水道管理のあり方検討部会」の設置について

- 人口減少など、下水道事業を取り巻くヒト・モノ・カネの各課題に対応し、持続可能性を確保すべく「下水道管理のあり方検討部会」を新たに設置
- 流域下水道事業における広域化・共同化、DX・GXの推進、民間事業者の活用、執行体制や技術力を確保する取組など、将来を見据えた下水道管理のあり方について幅広く検討

1 投資部会

今後の施設整備の進め方について 等

2 財政部会

投資・財政計画の見直しについて 等

3 調査部会

流域下水道事業に関わる雨天時侵入水対策や水質改善等の技術的課題について 等

4 下水道管理のあり方検討部会（新設）

広域化・共同化、公民連携、DX推進など下水道管理のあり方について 等

<参考> 京都府公営企業の組織等に関する規程

(審議会の部会)

第23条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

(中略)